

生涯学習人材バンク実施要綱

(設置)

第1条 生涯学習人材バンク設置要綱（以下「設置要綱」という。）第1条により、各市町の教育委員会に生涯学習人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置する。

(登録対象者)

第2条 各市町の教育委員会登録対象者は、設置要綱第5条の規定により指導登録者に登録証を交付するとともに当該登録者が公表に同意した事項を冊子に掲載すること等により公表するものとする。

(利用の申込み)

第3条 人材バンクを利用しようとする者は、原則として講座開催の30日前までに講座を依頼したい登録指導者又は当該登録指導者が連絡先を公表していない場合には各市町の教育委員会に連絡をし、生涯学習人材バンク利用申込書（様式第4号）により登録指導者に申込みをし、講座開催前には生涯学習講座打ち合わせ票（様式第5号）により開催講座の詳細を確認するものとする。

(必要経費の負担)

第4条 講座開催に係る資料代、材料代、交通費、会場使用料その他の必要な経費については登録指導者と利用者との間で協議し、決定するものとし、登録指導者への謝礼については利用者が負担するものとする。

開催前には、前項により必ず事前に打ち合わせのなかで金額を確定するものとし、講座後に現金で支払うものとする。

(実施報告)

第5条 登録指導者は、講座終了後には様式生涯学習人材バンク利用実績報告書（様式第6号）により講座の内容について、速やかに各市町の教育委員会に報告するものとする。

(講座開講の取消し)

第6条 講座を受講しようとする者は、登録指導者が次の各号のいずれかに該当するときは、その受講を取り消すことができる。

- (1) 受講しようとする者から開催1週間以上前に正当な事由により申出があったとき。
- (2) 登録指導者から開催1週間以上前に正当な事由により申出があったとき。
- (3) 登録指導者が人材バンクを利用して政治活動、宗教活動又は営利活動を行ったとき。
- (4) 登録指導者が社会的信用を失墜させるような行為をしたとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (6) その他各市町の教育委員会が当該登録指導者を不相当と認めたとき。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。